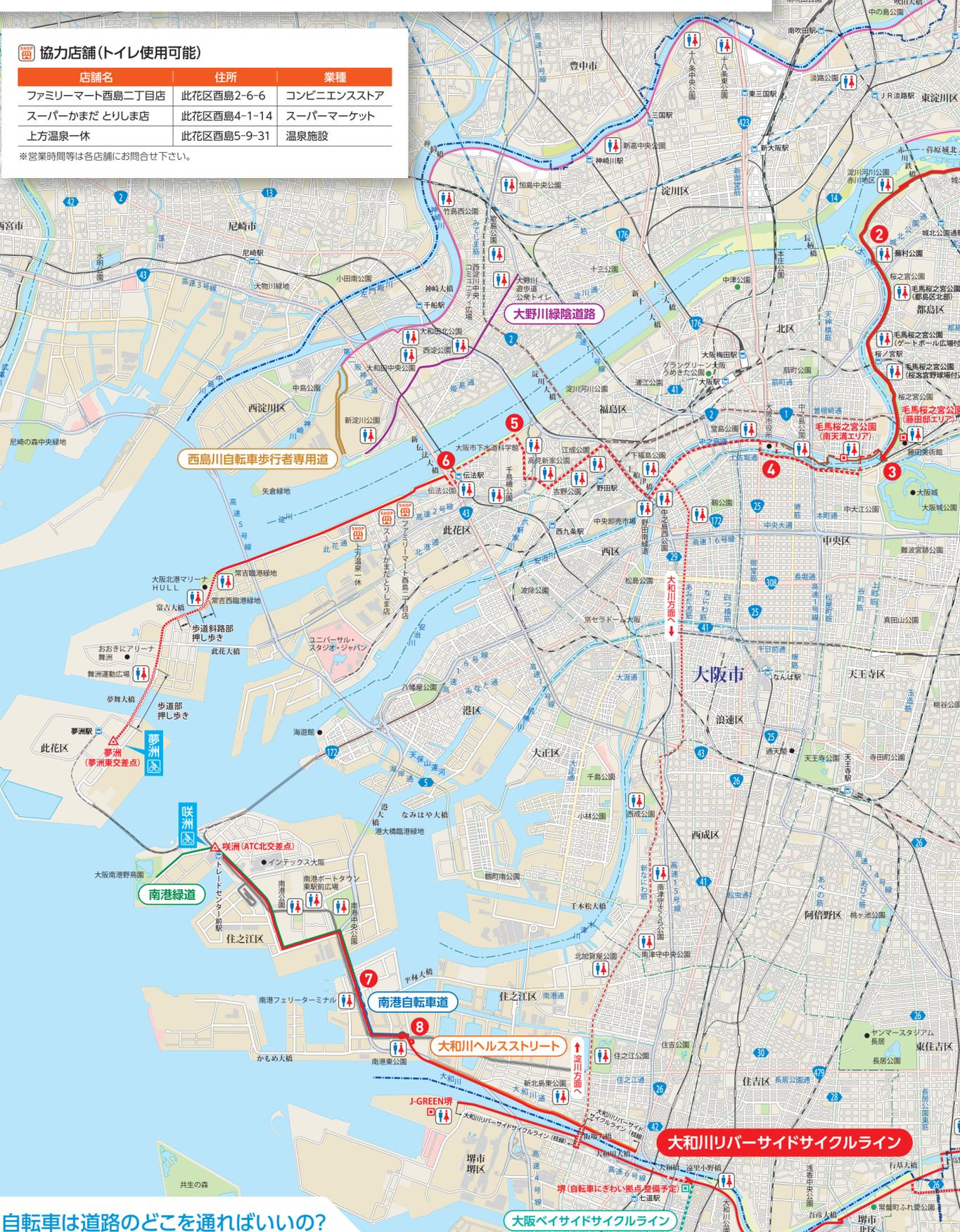




協力店舗(トイレ使用可能)

店舗名	住所	業種
ファミリーマート西島二丁目店	此花区西島2-6-6	コンビニエンスストア
スーパーかまだ とりしま店	此花区西島4-1-14	スーパーマーケット
上方温泉一休	此花区西島5-9-31	温泉施設

※営業時間等は各店舗にお問い合わせ下さい。



凡例

- 高速道路
- 国道
- 府道・県道
- 主要地方道
- その他道路
- 大阪市政境界
- 行政境界
- 17 国道番号
- 47 府道・県道番号
- 公園
- 起終点
- 拠点施設・休憩施設
- トイレ
- 協力店舗(トイレ使用可能)

1:50000

0 500 1000 1500 2000

公衆トイレや協力店舗等の各施設においては、施設のルールを遵守してください。

©GeoTechnologies Inc. & CHIRI Geographic Information Service Co., Ltd.



自転車は道路のどこを通ればいいのか?

自転車歩行者専用道路

本マップでの線種

自転車歩行者専用道路

● 自動車やバイクは通行できません。

自転車歩行者道

本マップでの線種

自転車歩行者道

● 自転車は、自転車歩行者道では歩道の車道寄りを行き優先で通行しなければなりません。

車道混在 (自転車と車を車道で混在)

本マップでの線種

路面表示に沿って自動車と同方向

● 自転車は、路面表示(青い矢羽根)に沿って車道の左端を自動車と同方向に通行します。

● 自動車やバイクも矢羽根上を通行することができます。

自転車通行環境が整備されていない道路

本マップでの線種

車道

● 「普通自転車通行可」標識のない歩道の道路では、車道の左端を自動車と同方向に通行します。

歩道(橋梁部等)

● 車道通行できない場合、橋などの斜路部は押し歩きとなります。

自転車道 (構造的な分離)

本マップでの線種

● 自転車は、自転車道のある道路では自転車道を通行しなければなりません。

自転車専用通行帯 (視覚的な分離)

本マップでの線種

● 自転車は、自転車専用通行帯のある道路では自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

● 自動車やバイクは自転車専用通行帯を通行できません。

※ 車道上を安全に通行することができない場合、普通自転車の運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合には歩道を徐行で通行することができます。

参考文献: 名古屋国道事務所ホームページ